

「MT普通免許」 取得に関する法改正について

当校では、令和7年10月1日より新課程での教習を始めます！！（MTパック）

MT免許希望の方は、AT車にて卒業検定まで進め、卒業検定合格後にMT車にて最短4時限の限定解除（所内のみ）を実施し、MT技能審査を受けて頂きます。

MT審査合格後、「AT限定卒業証明書・MT技能審査合格証明書」の2通を持参し、本免学科試験（豊川又は平針）を受験し、合格後、「普通MT免許」が交付されます。

令和7年9月30日時点「MT普通免許」で在籍中の方の流れ

計 34 時限（基準）



MTパック

令和7年10月1日以降「MT普通免許」をご希望の方の流れ

計 35 時限（基準）

